

藤岡市農業委員会
令和4年第11回
定例会議事録

令和4年11月4日招集

令和4年藤岡市農業委員会第11回定例会議事録

令和4年11月4日、藤岡市農業委員長 秋山 幸夫は、令和4年藤岡市農業委員会第11回定例会を藤岡市役所中庁舎3階大会議室に招集した。

[会議に付した議案]

- 議案第 59号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 60号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 61号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 62号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について
議案第 63号 農用地利用配分計画（案）について
報告第 22号 農地法第4条、第5条の規定による農地転用届出について
報告第 23号 農地法関係出願等について

[出席農業委員]（13名）

- | | | | |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 1番 秋山 幸夫 | 2番 宮澤 一夫 | 3番 清水 文江 | 4番 浦部 隆 |
| 5番 浅見 健司 | 6番 折茂 新一 | 8番 関根 隆雄 | 9番 折茂 高弘 |
| 10番 金澤 貞夫 | 11番 岩下 次夫 | 12番 茂木 由子 | 13番 山口 暁 |
| 14番 福田 俊太郎 | | | |

[出席農地利用最適化推進委員]（5名）

- | | | | |
|-----------|----------|----------|-----------|
| 2番 高橋 茂男 | 4番 根岸 和也 | 7番 茂木 幹夫 | 13番 森田 勝幸 |
| 15番 新井 正次 | | | |

[事務局]

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 事務局 長 | 塚本 良 | 事務局 次長 | 宮本 佳洋 |
| 次長補佐兼係長 | 瀧澤 透 | 主 任 | 牧 眸美 |
| 主 任 | 笠原 諒亮 | | |

(開会13時34分)

事務局次長補佐 ただ今から令和4年第11回定例会を進行させていただきます。10月12日に開催されました、群馬県新型コロナウイルス感染症対策本部会議においてガイドラインの改訂があり、「警戒レベル1」へ変更されました。この変更を受け、本定例会から、案件に関係する地区の推進委員さんの出席をお願いしております。感染状況によっては、再度、出席をご遠慮していただくこともありますので、ご了承ください。下審査につきましては、東庁

舎2階の会議室を用意しております。2班の委員さんにつきましては、申し訳ありませんが、この後、移動をお願い致します。議案書の訂正が2箇所ありますので、訂正をお願い致します。1つ目は、1ページの議案第59号農地法第3条整理番号1番の案件について、議案書作後に取下げ申請がありましたので、整理番号1番については削除と致します。この訂正により、下審査の1班の件数が4件となります。2つ目は、14ページ報告第23号整理番号2番の5条許可証明書の出願について、申請人の修正をお願い致します。それでは、開会にあたりまして、秋山会長より挨拶をお願いいたします。

(会長挨拶)

事務局次長補佐 ありがとうございます。それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

議長 それでは、ただ今より、令和4年第11回農業委員会定例会を開会いたします。委員総数13名中、出席委員12名でありますので本定例会は成立いたします。議事録署名委員を指名いたします。11番岩下委員、12番茂木委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、議案第60号農地法第4条の規定による許可申請について、議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、以上3議案を一括上程いたします。藤岡市農業委員会運営に関する内規の規定により、この3議案は休憩中に下審査をお願いいたします。各班の審査については、一覧表のとおりとしてありますので、よろしくをお願いいたします。それでは、ただ今より休憩いたします。

(休憩13時40分)

(農業委員1名追加出席により、出席委員13名。)

(再開14時25分)

議長 休憩をといて会議を再開いたします。議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第59号農地法第3条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号2番の1件です。整理番号2番は、市外の法人が、農業経営の規模拡大を図るため、東平井の農地1筆、面積1,312㎡を売買にて取得するものです。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判

断し、また議案書15ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号にも該当しないため許可相当と意見決定しました。以上報告を終わります。

議長 議案第59号整理番号2番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(折茂高弘委員挙手)

議長 はい、折茂高弘委員

折茂委員 市外の法人は、営農型太陽光パネル設置用地以外でも農地を買っているのですが、そこも耕作されていないくて荒れ地の状態です。そこもきちんと耕作するよう指導していただきたいのですが。耕作してくれることを条件に許可することとしたいです。

事務局 市外の法人の会長と代表を呼んで、今まで取得した農地の全てにおいて耕作されていないことを指摘しました。そして11月、12月の2ヶ月を目途に全ての農地に手を入れますとの回答をいただきました。農業委員会事務局といたしましても、その回答を受けて、この案件を受付したものです。今後は進捗状況を時々現地確認させていただいて、進行に遅れが生じているようなら、その都度連絡をとり、指導してまいります。

折茂委員 わかりました。

議長 他に意見はありますか。

他に意見もないようですので、採決します。議案第59号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第59号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、議案第60号農地法第4条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第60号農地法第4条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番の1件です。整理番号1番は、鮎川のSさんが、鮎川の農地を露天賃貸駐車場として転用するもので、農地1筆、面積は44㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当しま

す。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第60号整理番号1番について1班の班長さんより報告がありましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第60号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第60号整理番号1番は許可と決定します。続きまして、議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、1班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

1班班長 報告いたします。議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、1班で付託を受けたのは整理番号1番と2番の2件です。整理番号1番は、市外の法人が、神田の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地1筆、面積は966㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号2番は、市外の法人が、高山の農地を売買で取得し、太陽光発電パネル設置用地として転用するもので、農地2筆、面積は842㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第61号整理番号1番と2番について1班の班長さんより報告がありましたが、整理番号1番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号1番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号1番は許可と決定します。次に、整理番号2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号2番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号2番は許可と決定します。続きまして、2班の班長さんより下審査の結果について報告をお願いします。

2班班長 報告いたします。議案第61号農地法第5条の規定による許可申請について、2班で付託を受けたのは整理番号3番から8番の6件です。整理番号3番は、藤岡のMさんが、藤岡の農地を売買で取得し、一般住宅用地（既存宅地）として転用するもので、農地1筆、面積は31㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号4番は、藤岡のKさんが、岡之郷の農地を売買で取得し、駐輪場用地として転用するもので、農地1筆、面積は28㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号5番は、中大塚のSさんが、下大塚の農地を売買で取得し、倉庫用地（指定集落内建物）として転用するもので、農地1筆、面積は180㎡、農地区分は第1種農地として判断されますが、不許可の例外に該当します。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号6番は、本動堂のAさんが、本動堂の農地を売買で取得し、庭用地として転用するもので、農地1筆、面積は312㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号7番は、市外のSさんが、上日野の農地を贈与で譲り受け、山林用地として転用するもので、農地3筆、面積は2,150㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。整理番号8番は、7番と同じ市外のSさんが、上日野の農地を贈与で譲り受け、一般住宅用地として転用するもので、農地2筆、面積は488㎡、農地区分は第2種農地として判断されます。下審査においては、申請内容等、特に問題ないと判断し、許可相当と意見決定しました。以上で報告を終わります。

議長 議案第61号整理番号3番から8番について2班の班長さんより報告がありましたが、整理番号3番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号3番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号3番は許可と決定します。次に、整理番号4番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号4番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号4番は許可と決定します。次に、整理番号5番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号5番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号5番は許可と決定します。次に、整理番号6番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号6番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号6番は許可と決定します。次に、整理番号7番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号7番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号7番は許可と決定します。次に、整理番号8番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第61号整理番号8番について、許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第61号整理番号8番は許可と決定します。続きまして、議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、議案第62号について事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、採決します。議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画について、これを可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員でありますので、議案第62号農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画については、原案のとおり決定します。続きまして、議案第63号農用地利用配分計画（案）について上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 　ただ今、議案第63号について事務局の説明が終わりましたが、初めに議案書11ページ1番と2番について、何かご意見がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 　特に意見もないようですので、議案第63号農用地利用配分計画（案）1番と2番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 　異議なしと認め、議案第63号農用地利用配分計画（案）1番と2番については、そのように決定します。次に、議案書11ページの3番について審議・採決に入りますが、その前に農業委員会等に関する法律第31条の規定により、本議案に関する委員は審議終了まで退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 　それでは、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 　特に意見もないようですので、議案第63号農用地利用配分計画(案)3番について、特に意見なしということによろしいですか。

(異議なし)

議長 　異議なしと認め、議案第63号農用地利用配分計画(案)3番については、そのように決定します。

(関係委員着席)

議長 　続きまして、報告第22号・23号を一括して上程します。事務局より説明願います。

(説明終了)

議長 ただ今、報告第22号・23号について、事務局の説明が終わりましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(意見なし)

議長 特に意見もないようですので、以上をもちまして、令和4年第11回定例会を閉会いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りありがとうございました。

(閉会14時51分)